

附属機関等の概要

別記様式2

(令和6年5月29日現在)

担当部課名	環境生活部環境保全局環境政策課	内線	24-204
-------	-----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道環境審議会																							
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関																							
設置年月日	平成6年8月1日																							
設置根拠	北海道環境審議会条例																							
設置目的	<p><目的></p> <p>環境基本法第43条第1項及び自然環境保全法第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。 その他、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務 																							
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>16名</td> <td>【定数:</td> <td>20名以内】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員) 2名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員) 0名</td> <td>【公募枠:</td> <td>名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道環境審議会水環境部会</td> <td>12名(うち0名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会自然環境部会</td> <td>13名(うち2名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会温泉部会</td> <td>8名(うち0名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会地球温暖化部会</td> <td>10名(うち4名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			16名	【定数:	20名以内】	(うち女性委員) 2名			(うち公募委員) 0名	【公募枠:	名】	名称	委員数(うち女性委員)	北海道環境審議会水環境部会	12名(うち0名)	北海道環境審議会自然環境部会	13名(うち2名)	北海道環境審議会温泉部会	8名(うち0名)	北海道環境審議会地球温暖化部会	10名(うち4名)		
16名	【定数:	20名以内】																						
(うち女性委員) 2名																								
(うち公募委員) 0名	【公募枠:	名】																						
名称	委員数(うち女性委員)																							
北海道環境審議会水環境部会	12名(うち0名)																							
北海道環境審議会自然環境部会	13名(うち2名)																							
北海道環境審議会温泉部会	8名(うち0名)																							
北海道環境審議会地球温暖化部会	10名(うち4名)																							
会議の公開状況	<p>公開・非公開・<u>一部非公開</u>・未決定の別</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <p>北海道環境審議会は、会議を公開とする。 北海道環境審議会の部会は、原則として会議を公開とする。ただし、部会の開催にあたり、次の事由に該当する場合は、部会の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。 (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること (2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること</p>																							